

## 関東・東北ラリー共済の支払いについて

### <基本的考え方>

選手が加入した自賠責保険、任意自動車保険、各地区 JMRC ラリー共済（見舞金）、各地区 JMRC 共済（見舞金）、スポーツ安全保険の使用を優先し、本共済はその不足分を補填する。

### <対物賠償保険金について>

例1 JMRC 関東ラリー共済にも加入した選手が損害額 100 万円の事故を起こした場合

#### (1) 支払いの限度額

- ① JMRC 関東ラリー共済 対物：30 万円（免責 10 万円を含む）
- ② 関東・東北ラリー共済 1 事故あたり：50 万円（免責 10 万円）、  
複数事故による 1 競技会での支払い限度額 100 万円

#### (2) 支払い金額

- ① JMRC 関東ラリー共済での支払い  
損害額が 100 万円と支払い限度額 30 万円を超えているため、30 万円から免責 10 万円を控除した 20 万円が給付される。
- ② 関東・東北ラリー共済の支払い  
損害額 100 万円から JMRC 関東ラリー共済からの支払額 20 万円を控除した 80 万円は、地区戦ラリー共済の限度額 50 万円を超えているため、免責 10 万円を控除した 40 万円が給付される。

## <支払い限度額を超えた場合について>

### 例2 対人と搭乗者合計で500万円を超えた場合

対人400万円、搭乗者200万円の事故が発生し、600万円の支払いが必要な場合  
(600万円は他保険での支払い後の不足分)

関東・東北ラリー共済の1競技会での支払い限度額は対人と搭乗者合計で500万円であることから、限度額の500万円を損害額の比率(対人400万円:搭乗者200万円⇒2:1)に分けて支払う。

支払額は、対人で333.3万円、搭乗者に166.7万円

### 例3 対物で100万円(免責を除き)を超えた場合

対物事故が3件(100万、70万、40万、計210万円)発生し、各10万円の免責を除いた180万円の損害について支払いが必要な場合(金額210万円は他保険での支払い後の不足分)

関東・東北ラリー共済の1競技会での支払い限度額は100万円であることから、限度額の100万円を免責控除後の損害額の比率(90万円:60万円:30万円⇒3:2:1)に分けて支払う。

支払額はそれぞれ、50万円、33.3万円、16.7万円

※端数が出た場合は、百円の位で四捨五入とする

以上